

仮設物置一時使用許諾契約 約 款

第1条 (総則) 甲及び乙は、本件仮設物置がその構造上動産に属する仮設構築物であつて、借地借家法の適用のある建物に該当しないことを互いに確認します。

第2条 (使用許諾) 乙は、甲に対し、本件仮設物置を動産類保管場所として一時使用することを許諾します。

2. 甲は、この契約により本件仮設物置の使用権のみを取得するものであり、乙に対し物品の保管を委託するものではないことを確認します。

第3条 (使用料) 本件仮設物置の使用料は表記のとおりとし、甲は表記の方法によりこれを支払います。

2. 契約終了月においては、終了日にかかわらず、1ヶ月分の使用料とします。

3. 甲が使用料の支払を遅延したときは、甲はその使用料に支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の遅延利息を付加して乙に支払うものとします。

第4条 (契約期間) 契約期間は表記のとおりとします。ただし、この期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により何らかの申し出をしなかった場合、この契約は更に1年間同一の条件で更新されるものとし、その後も同様とします。なお、更新にあたり乙は、公租公課、諸物価の変動、近隣相場等の事情を考慮の上、使用料の増額をすることができるものとします。

2. 前項の自動更新は、契約期間が6ヶ月以内であるときは適用されないものとし、その更新については甲乙間で別に定めるものとします。

第5条 (解約) 乙は、本件仮設物置の施設外移動や撤去が必要な場合、2ヶ月の予告期間において、この契約を解約することができるものとし、予告期間の満了と同時にこの契約は終了します。

2. 甲は、1ヶ月の予告期間において、この契約を解約することができます。予告期間が1ヶ月に満たない場合、甲は、翌月1ヶ月分の使用料を支払うものとします。

3. 前第1項又は第2項によりこの契約が終了した場合、甲は、直ちに本件仮設物置を明け渡します。甲は、明渡しに際し、名目のいかなを問わず、乙に一切の金銭等を請求できません。

第6条 (礼金及び解約手数料) この契約締結の際、甲は、礼金として使用料の1ヶ月分、または、使用料5,000円以下の場合には5,500円、また、解約手数料として5,500円(税込)を乙に支払います。

第7条 (維持・管理) 乙は、甲が本件仮設物置を使用するために必要な修繕その他維持・管理を行います。ただし、甲の故意又は過失により生じた修理等に要する費用は、甲の負担とします。

2. 前項に関し、鍵の故障その他本件仮設物置及び施設の不具合が生じたときは、乙は速やかに必要な補修を行います。この場合、甲は、これらに伴う本件仮設物置の使用中断について何ら異議、請求の申立てができないものとします。

3. 乙は、必要があるときは、甲に対し通知をすることなく、同一施設内で本件仮設物置を移動し、又は施設内の通路を変更するなどの措置を講ずることができるものとします。

第8条 (使用責任) 甲は、自己の管理と責任において本件仮設物置を使用するものとします。

2. 天災地変・火災・その他の災害、盗難、毀損、第三者による不法行為、気温や湿度の変化・結露等による損害、その他原因のいかんを問わず、保管物品に生じた損害ならびに本件仮設物置内及び施設内で生じた事故・トラブルその他一切の損害については、甲は自己の責任と負担により処理するものとし、乙には何ら請求できないことを確認します。

第9条 (禁止行為) 甲は、次の各号に掲げる禁止行為をしてはならないものとします。

- ① 本件仮設物置の改造・模様替え等原状を変更すること。
- ② 本件仮設物置を物置以外の目的で使用すること。
- ③ 本件仮設物置を契約者以外に使用させること。
- ④ 本件仮設物置内及び施設内で、喫煙ならびに火気を使用すること。

第10条 (保管品及び禁止品目) 本件仮設物置の使用は動産の保管に限るものとし、甲は次のような物品を保管するためには使用してはならないものとします。

- ① 危険物、可燃物(アルコール、シンナー、火薬、ガス類等)、毒物・劇物。
- ② 動物、植物等の生物。
- ③ 腐敗しやすい物品、不潔な物品。
- ④ 湿気のある物品、湿気を発する物品、強い臭気を発する物品。
- ⑤ 公序良俗に反するような物品。

- ⑥ その他人身、財産、生活等に危害を及ぼす可能性のある物品。
- ⑦ 現金、貴金属、貴重品。

第11条 (甲の原状回復) この契約の終了に伴う本件仮設物置の明渡しに際し、甲は、その費用負担により、乙の指示するところに従い、本件仮設物置の汚損・破損部分について修理もしくは取替えを行い、又は乙の定める当該費用を乙に支払います。

第12条 (住所変更等) 甲は、住所、電話番号、勤務先等、表記の記載事項に変更が生じたときは、速やかに乙に通知するものとします。

第13条 (契約解除) 乙は、甲に次の各号に該当する行為が認められた場合、何ら催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 使用料を2ヶ月以上滞納したとき。(但し、保証会社による賃料等相当額の立替払いがあった場合にも賃料等の不払いが存続しているものとみなす。)
- ② 使用料滞納につき、乙の再三の通告にもかかわらず、何ら回答をしない場合。
- ③ 甲が無断で連絡先所在を転居、移転したため、乙から連絡手段がない場合。
- ④ 第9条又は第10条の禁止事項に違反したとき。
- ⑤ その他この契約に違反したとき。

2. 甲は、前項によりこの契約が解除されたときは、直ちに保管物を搬出撤去し、本件仮設物置を乙に明け渡して返還します。万一甲がこれを怠ったときは、甲が保管物の所有権を放棄したのものとして、乙は何ら催告をすることなく直ちに、甲の費用負担において保管物を自由に処分することができるものとし、処分の日をもって明渡し完了とします。また、甲が契約終了日の翌日から起算して2週間以内に本件仮設物置を明け渡さない場合も同様とします。

3. 甲は、前項による乙の処分に対し、一切異議を申し立てません。

第14条 (明渡しに関する延滞損害金) 契約期間の満了、解約、契約解除等によりこの契約が終了したにもかかわらず、甲が本件仮設物置を明け渡さないときは、甲は延滞損害金として、この契約終了日の翌日から明渡し完了に至るまで、使用料の3倍相当額(1ヶ月に満たない期間については、月額使用料の日割計算による。)の金額を乙に支払うものとします。また、甲はこの明渡し遅延により生じた他の損害をも乙に賠償しなければならないものと

します。

第15条 (本件仮設物置内の調査) 乙は、本件仮設物置の管理上必要があると認めるときは、本件設物置内に甲の許可なく立ち入ることができます。

第16条 (甲の賠償義務) 甲又はその家族・従業員その他甲の指揮監督下にある者の故意又は過失により、乙、他の仮設物置の使用者、又はその他の第三者に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担において、その損害を乙及び損害をこうむった者に対し賠償するものとします。

第17条 (権利の譲渡・転貸の禁止) 甲は、理由のいかんにかかわらず、この契約上の甲の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

第18条 (契約の失効) 天災地変、その他甲又は乙の責に帰すことのできない事由により本件仮設物置が使用できない事態が生じたときは、この契約は効力を失うものとします。

第19条 (協議・合意管轄) この契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲及び乙は信義を重んじ、誠意をもって協議の上、善処します。

2. 前項の協議によって解決できない場合は、乙の本店所在地を管轄する裁判所のみを管轄裁判所として紛争を処理するものとします。

保証委託契約(株式会社パルマ)の場合は、保証委託契約内容に準じます。

以上